

木曾 ふれあいの郷

指定管理者公募要項

令和 7 年 11 月

長野県 大桑村

目 次

	頁
1 指定管理者公募の目的	- 1 -
2 施設の概要	- 1 -
3 施設の状況	- 3 -
4 施設の設置目的及び管理運営方針等	- 5 -
5 業務の範囲	- 6 -
6 指定管理者の指定の予定期間	- 7 -
7 管理に要する経費	- 7 -
8 指定管理者と村の責任分担	- 8 -
9 公募に関する事項	- 9 -
10 申請者の資格	-11-
11 応募要件	-12-
12 申請に必要な書類	-12-
13 申請にあたっての留意事項	-12-
14 指定管理者の審査方法及び選定基準	-13-
15 協定に関する事項	-15-
16 問い合わせ先	-17-

木曽ふれあいの郷指定管理者公募要項

1 指定管理者公募の目的

「木曽ふれあいの郷」は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び木曽ふれあいの郷設置条例（平成 17 年大桑村条例第 28 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度から指定管理者制度により民間の能力を活用し、管理運営を効果的かつ効率的に実施してきました。

このたび、令和 7 年度末で指定管理期間が終了することに伴い、改めて次期指定管理者を公募します。

2 施設の概要

（1）名称及び所在地

- ・名 称：木曽ふれあいの郷
- ・所在地：長野県木曽郡大桑村大字野尻 939 番地 58

（2）施設概要

① フォレスパ木曽 あてら荘（宿泊施設）

- ・開設年月：S 46.10、H 元. 7 改装
- ・建物構造：鉄骨造・木造、地上 2 階
- ・延べ床面積：1,877.25 m²
- ・敷地面積：3,888.93 m²
- ・施設内容
 - 【東 館】10畳 9室（トイレ・バス：無、洗面所：有）
 - 【西 館】8畳 7室（トイレ・バス：無、洗面所：無）
 - 【広 間】小広間 16 畳、中広間 50 畳、大広間 99 畳
 - 【浴 場】阿寺温泉（源泉名：1号泉と2号泉の混合泉）
泉質：ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩冷鉱泉
(低張性弱アルカリ性冷鉱泉)
 - 循環濾過式：男子浴槽 1、女子浴槽 1

【懸案事項】

※ 1号源泉

平成 6 年掘削（深度 1,500m） 30 年目

ポンプ 更新後 16 年経過

揚湯管 6m × 132 本、3m × 16 本 840m 設置から未交換

* 3 年毎にポンプ、揚湯管を引揚げ点検洗浄実施

* 表面劣化による漏水、破断によるポンプ落下の可能性が日増しに高まっている。

*その他、ケーブル、モータ等は点検では再使用可の判定である
が予備の準備を推奨されている

※2号源泉

平成10年掘削（深度 1,000m） 26年目

ポンプ 更新後5年経過

揚湯管 6m×84本 504m 設置から未交換

*3年毎にポンプ、揚湯管を引揚げ点検洗浄実施

*表面劣化による漏水、破断によるポンプ落下の可能性が日増しに
高まっている。

*制御盤内の表示器で不備あり。電圧低下あり。

*その他、ケーブル、モータ等は点検では再使用可の判定

【方針】

上記、阿寺温泉（源泉関係）については、来年度から設備等の
点検洗浄は行わぬ、現状のままで稼働させ、ポンプ等の設備
が故障・破損等で使用不能となった時点で源泉関係は廃止とす
る場合があります。

それ以外の修繕等については別途協議します。

【その他】 食堂、厨房、売店、事務室、フロント、男女別共同トイレ5、
西館共同洗面所2、Wi-Fiスクエア完備（ロビー）

② インドアスポーツジム

・開設年月：H 8. 4

・建物構造：鉄骨造

・施設内容：テニスコート1面、ゲートボール2面

③ わんぱく広場

・開設年月：H 8. 4

・敷地面積：2,100 m²

・施設内容：電動カーコース、おもしろ自転車コース

④ キャンプ場（*前グランドゴルフ：18ホール、クラブハウス1棟）

・運営開始：R 3. 8 (*開設年月：H 8. 4)

・敷地面積：8,300 m²

・施設内容：区画 15 m²：15区画、50 m²：5区画、トイレ

⑤ イベント広場

・開設年月：H 8. 4

・敷地面積：4,600 m²

・施設内容：野外ステージ

⑥ 冒険の丘

- ・開設年月：H 8. 4
- ・敷地面積：30,000 m²
- ・施設内容：展望台、遊歩道、遊具（ジャンボ滑り台）

⑦ ピクニック広場

- ・開設年月：H 8. 4
- ・敷地面積：22,000 m²
- ・施設内容：遊歩道、芝生広場

⑧ バーベキューハウス

- ・開設年月：S 61. 7
- ・施設内容：3棟、炊事場1棟

3 施設の状況

(1) 過去4年間の利用状況

(単位：人)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊者数	2,563	4,877	6,342	6,240
日帰者数 (宴会・昼食等)	135	413	1,154	1,043
入浴者数	9,601	7,855	10,223	8,843

(2) 過去4年間の利用料金等収入

(単位：円)

収入項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊：宿泊料	17,559,275	29,783,850	40,309,750	45,009,226
宿泊：料理	5,825,250	14,056,000	17,467,760	17,685,900
宴会・昼食等	741,350	3,854,700	6,165,250	5,257,648
飲料	631,480	1,214,890	1,422,300	1,911,150
入浴	4,093,600	3,930,950	5,009,550	4,822,300
計	28,850,955	52,840,390	70,374,610	74,686,224
その他売上	3,133,742	3,968,411	3,770,660	2,881,332
自主提案売上	2,405,240	1,908,429	2,929,850	1,143,000
指定管理委託料	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000
収入合計	52,389,937	76,717,251	95,075,120	96,710,556

支出項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設管理費	人件費	33,123,216	33,258,663	36,023,692	42,407,146
	光熱水費	10,364,022	15,081,490	14,182,403	15,384,738
	備品消耗品費	2,110,216	2,387,620	2,896,230	1,644,929
	衛生管理費	697,368	517,505	796,519	488,584
	設備保守費	1,147,850	1,428,093	972,480	1,721,127
	修繕費	0	0	0	256,410
	計	47,442,672	52,673,371	54,871,324	61,902,933
事業費	材料費	4,121,240	8,071,976	13,043,059	11,934,990
	広告宣伝費	233,244	341,858	357,852	340,701
	車両燃料費	0	147,950	299,852	307,879
	リネン費	789,852	1,755,483	2,117,168	2,444,097
	リース費	2,795,386	2,531,960	2,381,612	2,306,281
	旅費交通費	201,635	311,624	430,234	406,580
	手数料	2,522,759	4,840,393	5,654,588	5,274,535
	計	10,664,116	18,001,244	24,284,365	23,015,062
事務経費	事務消耗品費	43,182	0	0	0
	通信費	497,554	446,924	464,528	483,316
	接待交際費	137,321	60,460	74,708	97,166
	保険料	321,520	149,910	197,690	309,408
	諸会費	78,300	125,800	125,600	47,300
	新聞図書費	0	40,800	43,800	47,678
	その他	1,045,688	108,160	200,160	110,662
	租税公課	127,200	34,400	35,100	7,014
	消費税等	5,450,264	6,688,859	7,819,124	0
	一般管理費等	0	0	0	0
	計	7,701,029	7,655,313	8,960,710	1,102,544
支出合計		65,807,817	78,329,928	88,116,399	86,020,540

年度収支	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入－支出	△13,417,880	△1,612,677	6,958,721	10,690,016

4 施設の設置目的及び管理運営方針等

(1) 設置目的

村民及び観光客の保養と健康増進に資するため、木曽ふれあいの郷を大桑村大字野尻 939 番地 58 に設置する。

(2) 設置の経過等

フォレスパ木曽「あてら荘」は、昭和 46 年 10 月に大桑村保養センター「阿寺荘」として、村民の保健休養施設の役割や木曽路を訪れる観光客の宿泊など多目的施設として設置されました。

その後、平成 4 年度から「豊かな自然の中で、子どもから大人までが楽しめる観光レクリエーションの場を提供し、観光の振興と地域の活性化を図る」事を目的に、木曽ふれあいの郷整備事業が行われ、平成 6 年度に温泉が湧出、平成 8 年 4 月から、木曽ふれあいの郷「フォレスパ木曽」（宿泊施設「あてら荘」、温泉館「恋路の湯」、その他レクレーション施設）として営業を行ってきました。しかし、温泉館「恋路の湯」は、施設の維持管理に多額な経費がかかることから、平成 24 年 5 月に営業を終了し令和 3 年度に解体しました。その跡地に、令和 4 年度から長野県が実施する木曽川右岸道路整備事業（阿寺地区）が行われています。

このような状況の中、木曽ふれあいの郷は、村民の憩いの場、保健休養の場としての役割がある他、阿寺渓谷を中心とする大桑村の観光の拠点として位置付けられており、地域産業の振興及び地域の活性化に寄与することが期待される施設です。

(3) 基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、木曽ふれあいの郷の様々な施設を一体的に活用し、地域に根ざした施設となることが期待されています。

また、大桑村の観光の拠点として、観光客が足を運びたいと考える施設となるよう、地域内の観光施設をはじめ各施設との連携による相乗効果を図る運営により、集客力向上を求めます。

(4) 維持管理方針

施設や設備は、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行い、利用者が安全かつ快適に利用できるように努めなければならない。

(5) 運営方針

- ・利用者の安全対策を第一に運営すること。
- ・利用者に対応するときは、笑顔で挨拶し、親切丁寧を心がけ、礼儀正しく真心のこもった接客に努めること。
- ・利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するよう努めること。
- ・施設内を常に清潔に保つとともに、光熱水費の削減に努めること。

(6) 法令等の遵守

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたっては、次の法令、条例、規則等を遵守し業務にあたることとします。

- ・木曽ふれあいの郷設置条例
- ・地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・旅館業法
- ・公衆浴場法
- ・食品衛生法ほか食品衛生関係法規
- ・消防法、消防法施行規則
- ・大桑村情報公開及び個人情報保護に関する条例及び同施行規則
- ・その他関係法令、条例、規則及び要綱等

(7) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請負わせることはできません。

ただし、一部の業務について、その業務の履行にあたり指定管理者が管理監督を行う場合で、かつ村長が承認した場合は、第三者に委託し、又は請負わせることができます。第三者に委託又は請負わせる予定の業務がある場合は、事業計画書に記載すること。

5 業務の範囲

(1) 施設の維持管理に関する業務

- ・施設等の保守点検に関する事項
- ・施設等の補修（小修繕 100 万円未満）に関する事項
- ・施設の清掃及び警備に関する事項
- ・施設等に係る経費の支払に関する事項
- ・備品類の維持管理に関する事項
- ・その他維持管理に関する事項

(2) 施設の運営に関する業務

- ・施設の利用料金の徴収に関する事項
- ・施設の利用者の応接に関する事項

(3) 施設の目的達成するために必要な業務

- ・広報活動の実施及びイベント等の誘致に関する事項
- ・利用者の意見収集及び苦情等の聴取に対する改善策の実施に関する事項
- ・その他、目的達成に必要な事項

(4) 自主事業に関する業務

- ・本施設に適合した魅力ある事業の企画及び実施に関する事項

(5) その他必要な業務

- ・管理業務の処理に必要な体制の整備
- ・情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
- ・防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
- ・事業及び管理業務報告書の作成及び提出
- ・その他管理業務に関する必要な庶務、経理等の事務

6 指定管理者の指定の予定期間

- ・令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

7 管理に要する経費

(1) 利用料金等の設定

- ・施設利用者が支払う利用料金や自主事業による収入金は指定管理者の収入とします。
- ・施設の利用料金は、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとします。

(2) 指定管理者委託料

- ・指定管理者は、本業務の実施に必要な経費を、施設利用料金、自主事業による収入金及び村が支払う指定管理委託料によって賄うものとします。
- ・村が支払う指定管理委託料の基準額は、100,000千円（20,000千円×5年）を上限とします。この指定管理委託料は、申請者の事業計画に係る収支見積書に記載の額で村と協議し、大桑村議会の議決により決定します。
- ・指定管理委託料の支払方法等は、各年度の予算の範囲内で、村と指定管理者が締結する年度協定書によって定めます。

(3) 利益配分金及び施設使用料

- ・指定管理者は、本業務の各年度決算により利益が生じた場合でも、村への利益分配金は免除されます。また、本業務の各年度決算により損失が生じた場合でも、村からの損失補てんはありません。
- ・指定管理者の木曽ふれあいの郷施設（敷地、建物、設備、村備品等）使用

料は無償とします。また、阿寺温泉源泉施設の修繕等は村が行い、源泉使用料も無償とします。

(4) 施設の修繕等

- ・本施設の資本増加となる大規模修繕及び改裝は村が実施します。
 - ① 軀体に関する工事：増改築工事、屋根の修繕、壁の修繕、天井・床取替修繕工事、外溝工事等
 - ② 設備に関する工事：ボイラー、電気設備、自動ドア、防災設備、上下水道・温泉・空調等の設備機械、配管等の更新等
 - ③ その他、指定管理者の管理責任によらない重大な欠陥が発生した場合の修繕
- ・通常の管理における小修繕（100万円未満）、点検・検査、小規模改修は指定管理者の負担とします。

(5) 区分会計の独立と管理口座

- ・指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経費規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理して下さい。
- ・当該施設の管理運営に関して、人事、給与、福利厚生、会計管理、電算管理等の業務を法人本部で一括処理する場合は、これらの総務的経費のうち、当該施設の指定管理業務から発生する費用についても事業計画書に記載して下さい。

8 指定管理者と村の責任分担

指定管理者と大桑村の業務上の責任分担の基本的な考え方は、次のとおりです。

項目	指定管理者	大桑村
運営の基本的考え方	◎	○ 条例・規則事項
行政執行上の理由から、委任業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更若しくは業務停止を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における当該事情による増加経費		◎
利用者の減少、需要見込みの誤り等による収入の変動	◎	
苦情対応	◎	○

事故対応	◎	○
施設の修繕、改修等	○ (小規模修繕)	◎
広報	◎	○
施設の管理運営	◎	○
管理棟、倉庫等の物品管理	◎	○
必要な消耗品の購入	◎	○
備品の購入及び管理	◎	○
施設の法的管理（占用、行為許可）	○	◎
災害復旧		◎
施設賠償保険（指定管理者特約条項が付いたもの等）、火災保険	◎	○
食品営業賠償保険	◎	
包括的管理責任		◎

9 公募に関する事項

（1）公募スケジュール

1	公募要項・申請書の配布	令和7年11月12日（水）～ 令和7年12月5日（金）
2	質問書の提出期限	令和7年12月5日（金）
3	説明会の開催 (希望する団体に個別で実施)	令和7年 11月21日（金） 12月3日（水）、4日（木）
4	申請書類の提出期限	令和7年12月16日（火）
5	申請書類の確認	令和7年12月17日（水）～ 令和7年12月22日（月）
6	プレゼンテーション及び ヒアリングの開催	令和7年12月23日（火）
7	指定管理者審査委員会の開催 (指定管理候補者の決定)	令和7年12月23日（火）

8	審査結果の通知	令和7年12月24日（水）予定
9	指定管理者指定議案提出及び議決 (指定管理者決定)	令和8年3月上旬
10	基本協定書の締結	令和8年3月中旬
11	指定管理業務開始	令和8年4月1日（水）～

（2）公募要項・申請書の配布

- ・令和7年11月12日（水）から令和7年12月5日（金）の期間で、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで大桑村役場産業振興課商工観光係で配布します。また、いずれも大桑村ホームページからもダウンロードできます。

（3）質問書の受付

- ・質問事項は、「質問書（参考様式①）」により、令和7年12月5日（金）までに大桑村役場産業振興課商工観光係へ提出してください。（郵送、FAX、Eメール可：16問い合わせ先参照）
- ・質問書を提出した団体に回答します。

（4）説明会の開催

- ・施設の視察を希望する団体、業務内容等を確認したい団体に対して、説明会を開催します。実施を希望する団体は、「説明会希望申込書（参考様式②）」により、大桑村役場産業振興課商工観光係へ提出してください。（郵送、FAX、Eメール可：16問い合わせ先参照）

■説明会

- ①令和7年11月21日（金）
【説明会希望申込書提出期限：11月18日（火）】
- ②令和7年12月3日（水）、4日（木）
【説明会希望申込書提出期限：11月28日（金）】
で希望する団体に個別で実施します。
- ・日程を調整し実施日時を決定します。
- ・説明会は、1団体4名まで参加できます。

（5）申請書類の提出期限

- ・申請書類の提出期限は、令和7年12月16日（火）午後5時15分までに大桑村役場産業振興課商工観光係へ提出してください。（郵送可）

(6) プレゼンテーション及びヒアリング開催

- ・開催日時：令和7年12月23日（火）午後から
- ・開催場所：大桑村役場
- ・詳細については、該当する団体に別途通知します。

(7) 指定管理者審査委員会の開催（指定管理候補者の決定）

- ・開催日時：令和7年12月23日（火）午後
(プレゼンテーション及びヒアリング終了後)
- ・委員会はあらかじめ定められた方法により審査し、指定管理者の候補者の中から1つの団体を選定します。
- ・審査結果については申請書類を提出した応募者全員に対して文書で通知します。

(8) 指定管理者指定議案議決（指定管理者決定）

- ・指定管理者の指定は、令和8年3月大桑村議会定例会により議決を経て決定となります。

(9) 基本協定書の締結

- ・議会の議決後、大桑村長と指定管理者の間で基本協定書及び年度協定書を締結します。

(10) 指定管理者業務開始

- ・令和8年4月1日（水）から指定管理による業務を開始していただきます。

10 申請者の資格

- (1) 法人又はその他の団体で村内外を問わず応募できます。ただし、次のいずれかの項目にも該当しないことを条件とします。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでその事実があつてから後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他使用者として使用する場合
 - ② 大桑村から指名停止を受けている者
 - ③ 国税及び地方税を滞納している者
 - ④ 会社更生法第17条に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません。
 - ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者。また、暴力団との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係があ

る者。

- ⑥ 複数の法人又はその他団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は代表者又は代表団体を定めてください。この場合、代表者はグループにおける責任割合が最大であることが必要です。
- ⑦ 単独で応募した団体が、他のグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が、他のグループ応募の構成員となることはできません。

（2）次のいずれかの項目に該当していることが判明した場合、当該応募者の応募資格を失効します。

- ・前記①～⑦の応募資格を失った場合
- ・提出書類に重要な不備又は虚偽の記載があった場合
- ・公正な審査に影響を与える行為があった場合

11 応募要件

（1）応募要件は、次の条件を満たしていることとします。

- ・宿泊施設として経営すること。
- ・宗教活動や政治活動を目的とした用途、公益を害する恐れのある用途又は地域住民の理解が得られない用途でないこと。
- ・村の観光及び産業振興に資する事業計画であること。
- ・地域の雇用を創出する事業計画であること。
- ・旅館業法に基づく旅館営業許可、食品衛生法及び食品衛生に関する条例に基づく営業許可また、公衆浴場法に基づく許可を受けること。又その見込みがあること。
- ・消防法に基づく防火管理者を置くこと。
- ・現在の指定管理者が雇用している地元従業員については、できる限り引き継ぎ雇用できるような体制とすること。
- ・その他関係法令を遵守し、必要な許可を受けること。

12 申請に必要な書類

・この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期限までに次の書類を正本1部、副本6部を提出して下さい。

・指定申請書（別記様式（第3条関係））

添付書類

- ① 木曽ふれあいの郷指定管理事業計画書（様式1）
- ② 木曽ふれあいの郷指定管理事業計画書に係る収支見積書（様式2）
- ③ 定款又は寄附行為又はこれらに準ずるものとの謄本
- ④ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- ⑤ 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類

13 申請にあたっての留意事項

(1) 申請内容変更の禁止

- ・提出された書類の内容変更は原則できません。

(2) 虚偽の記載をした場合の無効

- ・提出された書類に、虚偽の記載があった場合は失格とします。

(3) 応募書類の取扱い

- ・提出した書類は返却しません。

(4) 応募の辞退

- ・提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 費用負担

- ・応募に際し発生する費用は、応募者の負担とします。

14 指定管理者の審査方法及び選定基準

(1) 審査の方法

- ・指定管理者の選定あたっては、公平性、公正性及び透明性を確保するため木曽ふれあいの郷指定管理者審査委員会を設置し審査を行います。
- ・審査は、書類審査と申請者によるプレゼンテーション及び申請者に対するヒアリングにより、総合的に評価して選定します。
- ・審査委員会において指定管理候補者を選定した後、村議会の議決を経て指定管理者を決定します。
- ・指定管理候補者が村議会の議決を経るまでの間に、指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定しないことがあります。また、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合は、指定を取り消す場合があります。この場合において、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した経費については、一切補償しません。

(2) 選定の基準

- ・指定管理者の選定あたっては、以下の基準に照らして総合的な観点から審査委員会において、公平かつ客観的に審査し選定します。
- ・木曽ふれあいの郷指定管理者 選定評価配点表

項目	配点 (上限)
1 指定管理者としての適正	25点
① 施設の設置目的や特性、施設が負う公的使命を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営に対する理念や基本方針を持っているか	5点
② 団体の経営方針が明確で、指定管理者に相応しい団体であるか	5点

③	長期間安定的な管理運営を行っていくだけの財政基盤を有し、または確保できる見込みがあるか	5点
④	長期間安定的な管理運営を行っていくだけの人的基盤を有し、または確保できる見込みがあるか。共同企業体の場合、それぞれの責任分担が明確になっているか	5点
⑤	同様、類似施設の管理運営業務実績があり、成果を上げているか	5点
2 施設の有効活用		40点
①	施設の現状把握、将来展望は適正であるか	10点
②	事業計画書で、施設の有効活用に効果的かつ効率的に計画された提案内容となっているか。利用促進、稼働率向上等に向けた取り組み、広報活動などについて実効性のある提案であるか	10点
③	【自主事業】独創的な、あるいは工夫の見られる発想で、有効活用につながる内容であるか。実施可能なサービス内容であるか	10点
④	村民サービス向上（利用者にとって使いやすい）につながるものであるか。（開館時間、年間運営日数、情報提供、施設予約等）	10点
3 利用者対応		15点
①	利用者の意見を定期的に取り入れる方針で、具体的な案であるか	10点
②	トラブルを防止するための具体策、対処方法の具体策を定めているか	5点
4 事業収支		25点
①	村が提示する基準指定管理委託料（村負担額）を下回る提案額となっているか	5点
②	過去の運営実績の収入額程度の収入見込みで、適正な積算となっているか。また、支出の抑制が図られているか。無理な抑制なっていないか	5点
③	村負担額の縮減となっているか（支出増であっても収入増によって、村の負担額を縮減できる場合など）	5点
④	清掃、警備、設備の保守点検などの業務について再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか	5点
⑤	【自主事業】現実的な収入見込みであるか。また、適正な経費を見込んでいるか	5点

5 管理運営全般		45 点
①	指揮命令系統が明確で、実際に施設を運営できる社員、従業員体制か	5 点
②	専門性を備えた社員、従業員、有資格者が必要に応じて配置されるか	5 点
③	労務管理規定を整備するなど、社員、従業員の勤務体制や人件費等、職員の適正な労働条件を確保する内容となっているか	5 点
④	社員、従業員の資質・能力向上を図り、施設を適切に運営するための職員研修が計画されているか	5 点
⑤	特定の団体や個人に偏らない運営で、平等・公正の考え方が反映され、透明性の高い運営を行う姿勢や仕組みであるか	5 点
⑥	施設を適切に運営するための経理体制となっているか。また、帳簿等の作成について明示されているか	5 点
⑦	施設や設備の保守、点検、清掃、保安、警備等必要な維持管理業務は、必要な基準や仕様を満たす内容となっているか	5 点
⑧	備品の目録や台帳の整備などが明示されているか	5 点
⑨	セルフモニタリングは日常的、定期的に業務の点検、監視を行う内容となっているか	5 点
6 危機管理対策		20 点
①	安全対策について申請者の創意工夫が見られるか。具体的な策であるか	5 点
②	個人情報記載書類・PCの具体的な管理方法、保護規定の策定を行っているか（行う予定があるか）	5 点
③	防犯・防災マニュアルを定めているか。防犯・防災訓練の実施を予定しているか	5 点
④	緊急時の体制等が、組織的な体制であるか	5 点
7 地域との連携について		10 点
①	地域の声を聞く体制や協働で地域貢献ができる運営であるか。地元雇用や地元事業者から物品を購入する等、地元を活用した提案であるか	10 点
合 計		180 点

15 協定に関する事項

村議会の議決を経て指定管理者として決定された場合、村と指定管理者は以下の内容等について事前に協議を行い、協定を締結します。協定は指定期間中

の包括的な事項を定めた基本協定と、各年度の実施事項を定めた年度協定を締結します。

（1）基本協定

- ① 目的
- ② 指定管理者の責務
- ③ 管理業務の基準
- ④ 規定の適用関係
- ⑤ 指定期間
- ⑥ 管理業務の実施
- ⑦ 利用料金
- ⑧ 管理業務の報告
- ⑨ 定期報告
- ⑩ 本施設の管理費用及び指定管理委託料
- ⑪ 指定の取り消し及び管理業務の停止
- ⑫ 不可抗力への対応等
- ⑬ 個人情報の保護
- ⑭ 情報の公開
- ⑮ 保険の付保
- ⑯ 第三者による実施
- ⑰ 緊急時の対応
- ⑱ 本施設の修繕等
- ⑲ 村が所有する備品の取扱い
- ⑳ 指定管理者が購入した備品の取扱い
- ㉑ 権利・義務の譲渡の禁止
- ㉒ 重要事項の変更の届け出
- ㉓ 通称の使用
- ㉔ 経理区分の明確化
- ㉕ モニタリングの実施
- ㉖ リスクの分担
- ㉗ 協定の改定
- ㉘ 年度協定
- ㉙ 管轄裁判所
- ㉚ 疑義についての協議

（2）年度協定

- ① 年度協定の期間
- ② 指定管理委託料
- ③ 疑義等の決定

16 問い合わせ先

- ・大桑村役場 産業振興課商工観光係
〒399-5503 長野県木曽郡大桑村大字長野 880 番地 1
電話番号 0264-55-3080
FAX番号 0264-55-4134
電子メール syokan@vill.okuwa.lg.jp
大桑村ホームページURL <http://www.vill.okuwa.lg.jp/>